

独創的なアイデアを持つ若者等への支援事業実施要綱

令和5年10月25日

5ス戦ス第363号

(目的)

第1条 この要綱は、初動期で資金供給を十分に受けられていない若者やスタートアップ(以下、「若者等」という。)が持つ独創的なアイデアの事業化を促進するために、スタートアップ支援事業運営者(以下、「運営事業者」という。)と連携して実施する若者等支援の取組に対して、東京都が支援する「独創的なアイデアを持つ若者等への支援事業」(以下「本事業」という。)に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 若者等とは、東京において概ね2年以内に起業の予定であるプレシード期の者、及び起業後も含んだシード期のスタートアップをいう。
- (2) 運営事業者とは、以下の要件を満たす法人格を有する事業者とする。

ア 次のいずれかに該当するもの

- (ア) 株式会社、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)、監査法人・弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- (イ) 特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- (ウ) その他東京都が認めるもの

イ 起業を目指す者やスタートアップの成長支援のためのイベントや勉強会等の開催実績を有すること。

(実施場所)

第3条 本事業の対象は、若者等の裾野拡大や起業・事業化に資する取組とし、Tokyo Innovation Base(以下「T I B」という。)中心に実施するものとする。

(実施体制)

第4条 東京都(以下「都」という。)は、別途定める募集要項等に基づき応募したスタートアップ支援事業者(以下、「応募事業者」という。)を審査・採択し、運営事業者を選定し、協定等に基づき負担金を支払う。原則として東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号。以下「会計規則」という。)第83条第1項第4号により概算払ができるものとし、運営事業者からの請求に基づいて支払いができるものとする。

(事業の内容)

第5条 運営事業者は、第1条の目的を達成するために、本事業として次の各号に掲げることを行うものとする。

ア 事業計画の立案

以下の要件を踏まえて事業計画を策定し、都に提案すること。

- ・多くの若者や学生のアイデアの創出から起業につなげ、自律的に事業を進めていけるようになるまでの伴走型の支援であること
- ・従来の手法では埋もれてしまうアイデアを、可能な限り幅広く採用し、挑戦する機会を与えること
- ・T I Bのリソース等を効果的に活用するとともに、同時多発的に、多くのスタートアップを立ち上げること
- ・T I Bにおける学生や若者の起業の成功確率が上がっていくよう、ノウハウが蓄積される仕組みを備えること
- ・民間による初動期の資金供給を促進するため、支援モデルの波及を目的とした成果発信を実施すること

イ 若者等の募集・母集団形成・伴走支援

イベントの開催、情報発信、広告などを通じて、支援対象となる若者等を募集し、母集団を形成し、起業・事業化に向けた伴走支援を実施すること

ウ 成果発信

本事業の成果や、取組の好事例等について、W e b サイトへの掲載やグローバルイベントなどの機会を通じた情報発信を行うこと

エ その他、本事業の趣旨に資すると都が判断するもの

(役割分担)

第6条 都は、前条の内容を実施する運営事業者の公募、審査及び決定を行う。

2 運営事業者は前条の事業を実施する。

3 本事業を遂行するために必要な経費は、予算の範囲内において都が負担する。

(運営事業者の募集等)

第7条 都は、本事業の対象となる運営事業者を公募する。

2 前項の公募に応じる運営事業者は、別記第1号様式の申請書を提出しなければならない。

3 その他公募に必要な事項は別に定める。

(運営事業者の決定)

第8条 都は、前条の申請書の提出を受けたときは、別途定める審査会に諮った上で、適切と認めるときは、本事業の対象として決定し、別記第2号様式による決定通知書により運営事業者に通知するものとする。

また、本事業の対象としないと決定したときは、その旨を別記第2号の2様式により、応募事業者に通知する。

(協定書の締結)

第9条 前条の規定に基づき、本事業の対象として決定された運営事業者は、本事業の実施に必

要な事項を定めた協定書を都と締結する。

2 前項の協定書の締結により、本事業の対象として確定する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。